

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人原田積善会（以下「本会」という。）が寄附者から金銭又はその他の財産（以下「寄附金等」という。）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において寄附金とは、本会が行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、寄附者が反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、本会が公益目的事業等の実施に使用、または公益目的事業に要する経費に充てるため、寄附者が反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等（以下「寄附物品等」という。）で金銭以外のものをいう。

3 本会が受け入れる寄附金等は原則として使途又は管理運用方法を特別に指定しない一般寄附金とする。寄附金等の使途又は管理運用方法に条件が付されている特定寄附金の受け入れは、個別に理事会の承認を得るものとする。

4 寄附金等については事務処理の負担を勘案し最低金額を設ける。最低金額は理事長が決定する。

(寄附の申入れがあった場合の取扱手続)

第3条 寄附者から本会に対し寄附金等の申入れがあったときは、寄附内容（寄附金又はその他の財産）を確認しなければならない。

2 前項の寄附金等の申入れを受ける場合には、理事長又は理事会（重要な財産の場合）の承認を得なければならない。

3 前項の理事会の承認を受けるべき重要な財産とは金額1千万円以上の金銭およびその他の財産をいう。

4 寄附金等の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、書面により寄附の申入れを受けるものとする。

5 前項の書面には、次のような事項を記載する。

- ① 寄附者の住所・氏名
- ② 寄附金の額・金銭の種類（現金・有価証券その他）
- ③ 寄附物品・固定資産の量・種類等
- ④ 寄附金等については、その使途を限定しない一般寄附金、又はその使途等が特別に指定されている特定寄附金の区分を記載する。
- ⑤ その他必要事項

6 寄附金等を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、本

会として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(寄附金の事務処理手続)

第4条 寄附金等は、寄附金総額の100分の70以上を本会定款第4条に定める公益目的事業に充てなければならない。

(寄附物品等の事務処理手続)

第5条 寄附物品等の受け入れは、譲渡・相続等に係る法令、税務上の諸規制を勘案し個別に受け入れ方法を決定する。

(辞退すべき寄附金等)

第6条 寄附金等が次の各号に該当する場合もしくはそのおそれがある場合には、当該寄附金の受け入れを辞退しなければならない。

- ① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定するもの以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- ② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- ③ 寄附金等の受け入れに起因して、本会が著しく資金負担を被る場合
- ④ 前3号に掲げる場合の他、本会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本会が当該寄附金等を受け入れることが社会通念上又は本会の趣旨上不適当と認められる場合

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。